



## 通 達

総 18726107

平成 30 年 7 月 26 日

代表取締役社長 大 中 勝 博

### 【人事】

木村 雅志：平成 30 年 8 月 1 日を以って、スペシャリスト 2 級に昇格とします。

工藤 渉：平成 30 年 8 月 1 日を以って、主任（現所属部）に昇格とします。

星川 勝哉：平成 30 年 8 月 1 日を以って、正社員に登用します。

### 【配転】

小竹 健史：平成 30 年 7 月 23 日を以って、ニュータッチイバーション・チームに配属します。

宮本 光：平成 30 年 7 月 23 日を以って、ウェルストーンチームに配属します。

村上 知：平成 30 年 8 月 1 日を以って、ISB チームに配属します。

高橋 裕季：平成 30 年 8 月 1 日を以って、MUF G バンク・チームに配属します。

下永 浩平：平成 30 年 8 月 1 日を以って、ユーニス・チームに配属します。

### 【定時給与改定】

平成 30 年 2 月 21 に同年 4 月に迎える新人の皆さんとの給与水準の公平を期すために臨時給与改定を致しました。続いて、同年 4 月 21 日に役職人事を発表し、役職に伴う昇給は自動的に行われています。

今回は、給与水準の公平性ではなく、主に夏季賞与の考課を通じて昇給に値する皆さんに対して、定時給与改定で大幅な昇給を図りました。昇給は概ね臨時昇給で反映されなかった皆さんのが中心ではあります。内容の詳細は個々人への昇給辞令を以て代えさせて頂きます。但し、給与計算の都合上、給与改定は平成 30 年 8 月 1 日から実施します。

### 【情報処理試験】

平成 30 年度秋季試験は、10 月 21 日（日）に実施されます。社員の皆様には、総務・人事部から 7 月 10 日に一斉メールですでにお知らせしています通り、申込みはすでに始まっており、インターネットでの個人申込みは 8 月 13 日が期限です。

基本情報技術者資格、応用情報技術者資格を未取得の方は、今回の試験での合格を目指してください。特に、入社 1~2 年目の方につきましては、今後のスキル認定の土台になりますので、必ず受験してください。

## 【就業規則改定】

平成 30 年 7 月 1 日より新しい期がはじまりましたので、それまでの間に判明していた修正すべき就業規則の改定案を皆さんにお示しするものです。ご意見のある方は、平成 30 年 8 月 8 日までに従業員代表である中嶋光一さんまでお願いします。同氏が取りまとめて会社にご提示頂く予定です。尚、改定時期は平成 30 年 1 日に遡って発効される予定です。

(注) 「赤字」は改定箇所、「青字」は補足説明です。

## 就業規則 第 5 条 2.

### 【旧】

2. 選考試験に合格し採用された者は、雇用の日から起算して 14 日以内に次の書類を提出しなければならない。但し、選考に際し提出済みの書類については、この限りでない。

- (1) パスポートのコピー
- (2) 住民票記載事項証明書（住民票で代用も可）
- (3) 緊急連絡票（本人の事故、災害時等の第三者への通報先）
- (4) 外国人登録者証の表・裏のコピー（外国人のみ）
- (5) 源泉徴収票（前職がある者）
- (6) 給与所得者の扶養控除申告書及び扶養家族申請書
- (7) 年金手帳
- (8) 雇用保険被保険者証（前職がある者）
- (9) 給与振込口座申請書
- (10) その他、会社が必要と認めたもの

### 【新】

2. 選考試験に合格し採用された者は、雇用の日から起算して 14 日以内に次の書類を提出しなければならない。但し、選考に際し提出済みの書類については、この限りでない。

- (1) パスポートのコピー
- (2) 住民票（住民票記載事項証明書で代用も可）
- (3) ~ (10) は変更ありません。

今まで「住民票記載事項証明書」が提出されたことはなく、全て「住民票」が被採用者から提出された為、現実的な書類の方にした。

## 就業規則 第 3 6 条

### 【旧】

第 3 6 条（有給休暇の申請）

有給休暇は、それと連続する休日を含めた期間を明示して、期間初日前の平日に申請を行い、了解を得なければならない。

### 【新】

第 3 6 条（有給休暇の申請）

有給休暇は、それと連続する休日を含めた期間を明示して、この休暇期間初日の前迄の平日に申請を行い、了解を得なければならない。

## 旅費交通費規定 第15条（新規追加）

【新】

### 第15条（顧客要請による出張の費用支弁）

顧客要請による出張の費用を当該顧客より当社が受けた場合は、会計法により適切に処理し、当該出張に従事した従業員には、前各条に規定する費用を支給する。

2. 前項の当該顧客から受ける出張費については、当社営業部署が費用算定の合意と請求ならびに受領の事務を行い、当該出張に従事した従業員に当該顧客からの直接払いを認めない。

当社が顧客に請求する出張費および損害保険料等は顧客により異なり、実際に支出する費用より少い場合も多い（当社の出張規定の方が有利な場合も多い）、一方で当該会社との契約が当社規定より高い場合もある。その損得は顧客との契約であり、従業員の皆さんについても全体の公平を保つために、「当社の旅費交通費規定」を適用します。

## 従業員給与規定

【旧】

### 第7条（給与の計算）

給与は日給月給制の原則に従って、以下の項目定義と各号の定めにより計算する。

#### 【項目定義】

- A : 基準内賃金
- B : 年間所定労働日数 = 243日
- C : 年間所定労働時間 = B × 8.00
- D : 月間所定労働時間 = C / 12
- E : 平均労働時間単金 = A / D
- F : 月間所定労働日数 = B / 12

【新】

### 第7条（給与の計算）

給与は日給月給制の原則に従って、以下の項目定義と各号の定めにより計算する。

#### 【項目定義】

- A : 基準内賃金
- B : 年間所定労働日数 = 243日
- C : 年間所定労働時間 = B × 8.00
- D : 月間所定労働時間 = C / 12
- E : 平均労働時間単金 = A / D
- F : 月間所定労働日数 = B / 12

不就労時間の扱い：

- ① 休職中、休業中等の出勤していない期間はこの項目は全て「不就労」とする。
- ② 現場が7.50時間／日または7.75時間／日の就労体系であり、その体系による始業に対して遅刻、早退等がなく、かつ、同日に時間外労働を実施しない場合は、当該日は8.00時間就労したと見做し、不就労時間を算定しない。

前回通達で説明した通り、給与規定本文に条文として定めました。

## 慶弔見舞金規定 第1条（目的）

### 【旧】

#### 第1条（目的）

従業員および会社の慶事、弔事の場合の慶弔金に関する事項を定める。

### 【新】

#### 第1条（目的）

従業員および会社の慶事、弔事における慶弔金および従業員が負っている各種事情を緩和し、安心して業務に従事できるように支援する。

適用範囲を広げて、福利厚生を充実させます。

### 【旧】

#### 第10条（創立記念祝金）

当社の創立満10年を基準とし、以降5年毎の創立記念日を目処に5万円を支給する。

2. 支給対象者は支給日現在で、6ヶ月継続勤務している従業員および役員とする。  
但し、6ヶ月継続勤務期間に満たない従業員または役員に対しては、会社の経営状況を勘案して一部または全部を減額して支給する場合がある。
3. 会社の経営状態が悪化すると予想される場合は支給を停止する。
4. 支給された祝い金には必要な源泉税を徴収する。

### 【新】

削除（下の条は詰める）

社員50人規模の時代に定めた条項で、100人規模に届こうとする現在では資金的に無理があり、かつ、記念品でなく金銭の場合は、徴税当局の目が厳しくなってくるので、本来の福利厚生面の手当てとして、記念行事への拠出に切り替える為に「条文削除」とします。

## ヘルメス親睦会会則

### 【旧】

#### 第5条（運営役員）

当会は、以下の理事により運営する。

1. 会長：総務部長1名とする。
2. 企画担当理事：総務部長が1名を選任する。
3. 会計担当理事：総務部長が1名を選任する。
4. 会長の選任により、若干名の理事を補充できる。

### 【新】

#### 第5条（運営役員）

当会は、以下の理事により運営する。

1. 会長：1名とする。
2. 企画担当理事：1名を選任する。
3. 会計担当理事：1名を選任する。
4. 会長の選任により、若干名の理事を補充できる。

第4条で総務部長が運営責任者を兼ねており、運営責任者が理事を選任することになっているので、論理性として改定後は第5条で「員数」だけを定めれば足ります。

### 【旧】

#### 第8条（附則）

当会は平成3年11月27日の株式会社ヘルメスシステムズの設立に際して発会し、運営主体の変遷を経て、平成29年11月1日に全ての運営要領を継承したことにより、当会会則の全条を定めるものであり、同日に発効する。

当会継承時の役員は以下の通りである。

平成29年11月1日

ヘルメス親睦会 理事会長 大中三恵  
企画担当理事 青木裕佳  
会計担当理事 小林遼伍

### 【新】

#### 第8条（附則）

当会は平成3年11月27日の株式会社ヘルメスシステムズの設立に際して発会し、運営主体の変遷を経て、平成29年11月1日に全ての運営要領を継承したことにより、当会会則の全条を定めるものであり、同日に発効する。

継承後の改定に際し、継承時の理事は表記を要さないので削除します。  
尚、運営役員の改選は別途、次回の例会時に通知をします。

以上